

令和2年度 福祉のまちづくり推進事業について（報告）

1 福祉のまちづくり条例推進事業

(1) 横浜市福祉のまちづくり推進会議等の開催

- ・横浜市福祉のまちづくり推進会議の開催（2回）
- ・横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会の開催（3回）
～ 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル〔公共交通機関の施設編〕の改正
小規模建築物における施設整備基準の検討
- ・横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会の開催（4回）
～ 令和3年3月に福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための
基本となる指針である「横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～令和7年度）」（通
称：ふくまちガイド）を策定しました。



ふくまちガイド



ふくまちガイド（実践編）

(2) 条例対象施設についての事前協議・相談等（通年）

横浜市福祉のまちづくり条例の対象となる施設を新設又は改修する際に、安全かつ円滑に利用できるようにするため、事前協議等を実施。

（参考）令和2年度協議件数 終了件数 569 件うち適合件数 150 件（約 26%適合）

(3) 福祉のまちづくり普及啓発

ア 新採用職員研修の実施（総務局主催）

横浜市職員として市民と接する上で必要な「福祉の視点」を養うことを目的に実施。

- ① 日 時：令和2年4月1日（水）
- ② テーマ：「インクルーシブなまちづくり」
- ③ 講 師：小泉 暁美 氏（特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会）
萩原 昌子（横浜市健康福祉局障害施策推進課）
- ④ 受講者：新卒・社会人・技能職員採用 約 800 人

イ 福祉教育

子ども用啓発リーフレットの配布（7月中旬）

「さあ、行動しよう！福祉のまちづくり」の増刷（約 37,000 部）

市内全小学校4年生に、授業等での活用事例集と合わせて配布、総合学習などに活用。

ウ 「福祉のまちづくり研修」の実施

横浜市職員及び市内の建築関係者を対象に、福祉のまちづくり条例、同条例施行規則における基本理念の学習とともに、セミナー、車いす体験や白杖を用いたフィールドワークを通して、施設整備基準の根拠を理解し、実際の業務に反映させていくことを目的に実施。

【開催概要】

- ① 日 時 1日目：令和2年10月28日（水） 9時15分～17時15分
2日目：令和2年10月29日（木） 9時15分～17時15分
- ② 会 場 産業貿易センター B102会議室他
- ③ 受講者 合計37名（1日目：18名、2日目：19名）
※ 受講者内訳 本市職員…35名
（うち事務14名、建築8名、土木5名、造園6名、農業1名、機械1名）
その他（市内の建築関係者）…2名
- ④ 内 容
 - ・TOTO(株)によるトイレセミナー
 - ・障害当事者講話（内部障害【オストメイト】、視覚障害）
 - ・車いす体験、白杖を用いたフィールドワーク
 - ・整備事例検討グループワーク

(写真) 当日の様子



エ 福祉のまちづくり研修会

「当事者の視点を踏まえたバリアフリーなまちづくり」

（主催：神奈川県主催、共催：横浜市、川崎市）

横浜市、川崎市を含む神奈川県下の建築関係者を対象に、福祉のまちづくりやバリアフリー、ユニバーサルデザイン等の理解を深めることを目的に実施。

オンラインによる限定公開により開催（令和3年3月1日から令和3年3月3日）

【開催概要】

- ① 日 時：オンラインにより開催
（公開期間：令和3年3月1日（月）から令和3年3月3日（水））
- ② 参加者：建築関係者（建築士等）、行政職員 等
- ③ 参加者数：93名（建築関係者46名、行政職員47名）
- ④ 講演内容・講師
 - ・「当事者目線のバリアフリー設計」
吉田 紗栄子 氏（特定非営利活動法人高齢社会の住まいをつくる会 理事長／
ケアリングデザイナー一級建築士事務所 代表）

- ・「障がい当事者の日常生活からみえるバリアと求められる配慮」
講師：小野 和佳氏（自立生活センター 自立の魂 ～略して じりたま！～）
- ・「色覚の多様性とカラーバリアフリーの実践」
講師：田中 陽介氏（特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構 副理事長）

2 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業

車いす使用者、高齢者、障害者やベビーカー利用者など誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、横浜市内に営業所をもつ民営バス事業者に対し、導入に係る経費の一部を補助する。

・令和2年度補助台数：10台

（参考：市内バス事業者のバス保有台数とノンステップバス導入率）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保有台数（台）	2,046	2,032	2,041	1,992
導入率（％）	72.5％	74.5％	77.6％	79.2％

3 鉄道駅舎エレベーター等設置事業

高齢者・障害者を含むすべての人が生活し、活動しやすいまちづくりを推進するため、移動の拠点となる鉄道駅舎において鉄道事業者がエレベーターを設置する際に、経費の一部を補助する。

・令和2年度は新規の補助は行っていません。